

草年発第665号
守国年第303号
栗保年第274号
野保第264号

令和4年8月4日

滋賀県内の医療機関様

草津市長 橋川 渉
(公印省略)
守山市長 宮本 和宏
(公印省略)
栗東市長 野村 昌弘
(公印省略)
野洲市長 栢木 進
(公印省略)

子ども医療費助成制度の拡大に係る周知ポスターの掲示について（依頼）

晩夏の候 貴所におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、施策全般にわたり格段のご理解、ご協力を賜るとともに、医療、保健及び福祉の向上に日々ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、現在、4市において実施している子ども医療費助成事業につきまして、令和4年10月から下記のとおり助成対象者の範囲を拡大いたします。
つきましては、制度拡大にあたり、ポスターの掲示にご協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1. 子ども医療費助成制度について

拡大開始月：令和4年10月診療分から

対象者：小学校4年生～6年生の通院、入院

自己負担：通院…1診療報酬明細書当たり500円（調剤は自己負担なし）
入院…なし

助成方法：現物給付（県内医療機関のみ）

2. 問い合わせ先

草津市役所 健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
電話：077-561-6975 FAX：077-561-2480

守山市役所 健康福祉部 国保年金課 長寿福祉医療係
電話：077-582-1120 FAX：077-582-1138

栗東市役所 健康福祉部 保険年金課 福祉医療係
電話：077-551-0316 FAX：077-553-0250

野洲市役所 健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当
電話：077-587-6081 FAX：077-586-2177

草津市・守山市・栗東市・野洲市



子ども医療費助成制度の拡大

小学4年生から小学6年生の
医療費を助成します!



拡大
開始月

令和4年10月診療分から

対象者

小学4年生から小学6年生のお子さま

(当該年度中に満10歳、11歳、12歳になる方)

※草津市、守山市、栗東市、野洲市のいずれかに住民票がある方

※障がい者、ひとり親家庭の福祉医療費助成や生活保護を受けている場合は除く

助成内容

医療費の窓口負担分(3割)から
自己負担金^(※)を控除した額をお住まいの市が助成

保険適用外(予防接種、差額ベッド代等)、入院時の食事代等は助成対象外

※自己負担金について

通院: 1診療報酬明細書あたり500円 入院: 自己負担金なし
(調剤は自己負担金なし)

受給券

助成を受けるためには申請が必要です。

対象の方には、8月に受給券の交付申請書を送付しますので、
郵送にて申請してください。9月から順次、受給券を送付します。

その他

現在、小学1年生から小学3年生のお子さまには、有効期限を小学6年生まで延長した受給券を、別途、各市から送付します。

※送付時期につきましては各市で異なります。



● 各市のお問い合わせ先 ●

草津市役所 健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
電話: 077-561-6975 FAX: 077-561-2480

栗東市役所 健康福祉部 保険年金課 福祉医療係
電話: 077-551-0316 FAX: 077-553-0250

守山市役所 健康福祉部 国保年金課 長寿福祉医療係
電話: 077-561-2366 FAX: 077-582-1138

野洲市役所 健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当
電話: 077-587-6081 FAX: 077-586-2177